

# 杉戸町都市公園キッチンカー出店者募集要項

## 1 目的

都市公園の利便性を高め、来園者のニーズを考慮した飲食物等を主として販売するとともに、来園者に良好で快適な休憩の場所と多様なサービスを提供することを目的とする。

## 2 募集概要

### (1) 出店可能公園及び出店場所

出店可能公園及び所在地		出店場所及び出店可能台数	
倉松公園	杉戸町大字倉松 765	管理事務所付近	2台
杉戸西近隣公園	杉戸町高野台西 4丁目 1-3	管理事務所付近	2台
中央児童公園	杉戸町杉戸 3丁目 157-1	キッチンカー出店用区画	3台

### (2) 出店内容

飲食物等（自動車による営業（調理・製造・販売）で保健所より許可を得ている者）又は来園者に提供するサービス等

### (3) 営業可能日

都市公園の「休園日」又は「公園占用日」以外

※休園日は、年末年始（12月29日～1月3日）

※イベント等による公園占用日は、本募集要項に基づく出店は不可

### (4) 営業可能時間

午前9時から午後5時まで

※出店者の入園は、営業準備等を含めて午前9時からとする。

※出店者の退園は、片付け及びゴミ清掃等を含めて午後5時までとする。

### (5) 出店料

出店可能公園	区画のみ利用する場合	区画と付帯設備を利用する場合
倉松公園	2,000円	—
杉戸西近隣公園		—
中央児童公園		3,000円

※出店者の都合による出店の休止、中止及び営業時間の短縮については、出店料の軽減・返金は行わない。

天候（雨天、荒天等）及び自然災害（地震等）により、出店の休止、中止がやむを得ないと判断した場合には、出店日の振替又は出店料の返金とする。

## (6) 付帯設備

出店可能公園	付帯設備	備考
倉松公園	—	—
杉戸西近隣公園	—	—
中央児童公園	電源設備 (100V)	出店区画に各 1 個

## 3 出店者の資格要件

本事業の目的に賛同する個人又は団体（法人等含む）を対象とし、下記要件を全て満たす者。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (3) 反社会的又は公共の安全や福祉を脅かす恐れのある団体等に属する者でないこと。また、それらの団体等と関わりがないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている法人等（更生手続開始の決定を受けている法人等を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている法人等（更生手続開始の決定を受けている法人等を除く。）でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 飲食物を販売品目とする場合、食品衛生責任者又は食品衛生責任者の資格と見なされる資格（調理師等）及び、自動車による食品営業に係る営業許可（調理・製造・販売の埼玉県内での許可）を有すること。
- (7) キッチンカーは、出店者が所有権を持っている車両であること（レンタル車での出店は不可とする）。ただし、リース車の場合、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一であること（使用者及び名義が、法人と法人に雇用されている個人の場合の場合は同一とみなす）。

## 4 申請（申込）方法

### (1) 提出書類

- ・都市公園キッチンカー出店申込書（様式第 1） 1 部
- ・都市公園キッチンカー出店企画書（様式第 2） 1 部
- ・都市公園キッチンカー出店誓約書（様式第 3） 1 部

※指定用紙に書ききれないときは、適宜用紙を追加すること。

※必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めることがある。

※提出された書類は返却しないので留意すること。

## (2) 提出先

公園管理者 公益社団法人 杉戸町シルバー人材センター 窓口 (杉戸町大字堤根 3831-1)  
受付時間 午前9時から午後5時 (年末年始、休祝日を除く)

## (3) 応募期間

- ・ 出店月3カ月前の1日から10日を先行応募期間とする。  
例) 10月に出店したい場合 → 先行応募期間：7月1日から7月10日
- ・ 先行応募期間で受け付けた応募について、出店月3カ月前の15日までに出店者選定を行い、出店の可否を応募者に回答する。  
例) 7月5日に先行応募した場合 → 出店可否の回答：7月11日から7月15日
- ・ 先行応募期間を過ぎての応募については、先着順での受け付けとする。  
例) 7月16日以降は先着順
- ・ 先着順での受付は、出店日の2週間前までとする。ただし、出店日の2週間前が提出先の休業日にあたる場合は、提出先の前営業日を受付締切日とする。  
例) 9月1日(日)に出店したい場合  
8月18日(日)は提出先の休業日 → 8月16日(金)が受付締切日

## (4) 出店者の選定

- ・ 出店者は、提出書類の内容を精査した上で適当と認めた場合に決定する。
- ・ 同一区画に複数の申込みがあった場合、応募書類の評価及び出店メニューのバランス等を考慮して出店者を決定する。
- ・ 出店希望日については、応募者の希望を考慮し、公園管理者が決定する。  
※応募状況により、希望に添えない場合があるので留意すること。

## (5) その他

- ・ 出店申込書等を提出した者には、企画内容についてヒアリングを行う場合がある。
- ・ 出店に関する質問は、公園管理者に文書(電子メール、FAX、持参)で提出すること。  
なお、電子メール又はFAXで提出した場合には、必ずその旨を公園管理者へ連絡すること。
- ・ 出店申込書等の提出書類に記載された個人情報、本事業の利用目的以外には使用しない。
- ・ 出店申込書等の提出書類に記載された個人情報を当該目的以外で利用する場合には、出店者に事前許可を受けたいうで利用する。
- ・ 出店申込書等の提出書類に記載された個人情報が、本事業の利用目的に照らして不要となった場合は、公園管理者が速やか且つ適正に廃棄する。

## 5 出店の許可手続き

### (1) 許可方法

「2 募集概要」及び「3 出店者の資格要件」を満たす者からの申請を受け、出店許可証を発行する。なお、公園管理者が発行する「出店許可証」をもって出店許可が成立したものとする。

### (2) 出店許可証の交付

出店者は、出店日の前日までに公園管理者の窓口で出店料を納付し、出店許可証の交付を受けるものとする。

### (3) 出店許可証の提示

出店者は、公園への入退園時に出店許可証を提示すること。

また、公園管理者又は公園管理事務所（中央児童公園においては「杉戸町コミュニティセンター」）の要求があった場合は、出店許可証を提示すること。

出店中は、公園利用者に対して許可を受けた者であることが分かるよう出店許可証をキッチンカーのフロントガラス等に掲示すること。

### (4) 許可（出店）の取消し

虚偽の申請や本募集要項を守らない、又は違反が発覚した場合、公園管理者は出店許可を取り消すことができる。

## 6 注意事項等

### (1) 出店時の注意事項

- ・ 出店にあたっては、必ず公園管理者及び公園管理事務所の指示に従うこと。
- ・ 申請時に提出する出店申込書及び出店企画書に記載した事業のみ実施すること。
- ・ 園内の指定された場所以外での営業は禁止とする。
- ・ レジ設備はないため、各自で売上管理をすること。
- ・ 音響設備の持ち込みは禁止であり、出店中はBGM等を使用しないこと。
- ・ 自家用発電機等の使用は最小限とし、出店者が消防への届出を行うこと。また、営業時も安全面への配慮を徹底すること。なお、営業時間中の給油は原則禁止とする。
- ・ 出店日当日に、雨天等でやむを得ず出店の休止又は中止する場合、及び営業時間を短縮（3時間以上短縮）する場合は、公園管理事務所（中央児童公園は「杉戸町コミュニティセンター」）へ申し出ること。
- ・ 出店の休止、中止がやむを得ないと判断した場合においては、出店日の振替又は出店料の返金を、公園管理者の窓口で後日対応する。
- ・ 複数日数の継続出店であっても、公園利用者のいたずらや事故防止のため、車両を置き去りにすることは禁止とする。出店者の退園時間の午後5時には、必ず退園すること。
- ・ 出店許可を受けた者が無断キャンセルをした場合、出店料の納付有無にかかわらず当該申請者からの新たな出店申込は受付けない。また、無断キャンセル日以降の出店許可日については、その出店許可を取り消すこととし、出店料の返金は行わない。

- ・ 出店者は、設営撤去時に必ず安全を確保し、事故等には十分留意すること。
- ・ 出店区画内に案内板等を設置する場合、出店者は風で飛散・転倒することがないように、確実に固定し、出店区画をはみ出すような展示装飾は行わないこと。
- ・ 販売する商品の名称、価格が来園者から一目でわかるように、POP（キャッチコピーや商品の説明）等の表示を行うこと。なお、価格表示については、法令等に基づく各種所定の表示方法を厳守すること。

## （２）車両移動の注意事項

- ・ 車両での搬入出経路については、公園管理者及び公園管理事務所の指示に従うこと。
- ・ 園内を車両で移動する際は、来園者の通行を最優先とし、車両の走行時はハザードランプを点灯し、速度は5 km/h以下で走行すること。
- ・ やむを得ず営業時間内の車両の移動等が必要な場合は、公園管理者又は公園管理事務所の許可を得ること。なお、営業時間内の車両の移動（搬入出等）については、他のキッチンカーの営業に影響を与えない場合に限り可能とする。

## （３）ごみの処理

- ・ 出店者は、排出するごみや油等を分別して適切に処理すること。
- ・ 出店者は、キッチンカーの近くに購入者用ごみ箱や残汁、油等の回収容器を見やすく設置し、購入者に対してごみの適切な処理を促すこと。
- ・ 出店者は、発生したごみや残汁、油等を持ち帰り、適切に処分すること。なお、残汁や油等を水道設備へ廃棄することは禁止とする。
- ・ 出店者は、キッチンカー及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで来園者が快適に過ごせるよう努めること。
- ・ 退園時は、出店区画の清掃のほか、園内の清掃に協力すること。

## （４）衛生管理等の対応

- ・ 出店者は、衛生管理を徹底し、販売する商品の品質を確保すること。
- ・ 出店中は、食品衛生責任者の資格を有するスタッフを常駐させること。
- ・ 食中毒等の予防のため、保健所による改善指導が行われた場合、保健所の指示に従うこと。
- ・ 保健所等の営業許可申請等については、出店者が行うこと。また、販売等にかかる関係法令（消防法、食品衛生法等）を遵守すること。
- ・ アレルゲン表示の義務は食品表示法で加工食品に限られているが、各事業者の判断で来園者への配慮を行うこと（正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等）。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に留意し、必要に応じて消毒液の設置等の感染防止対策を徹底すること。

## （５）公園設備の利用

- ・ トイレは、園内設置の設備を利用可能とする。なお、中央児童公園については「杉戸町コミュニティセンター」のトイレを利用すること。

- ・園内の水栓設備は、水の使用量を必要最低限とし、冷凍食材の解凍や器具類の洗浄を目的とした使用は禁止とする。なお、出店者による中央児童公園以外の水栓設備の利用は禁止とする。

#### **(6) 公園運営事業への協力**

- ・出店が終了した際に、出店者は出店実績（集客状況や売上状況等）を公園管理者に報告すること。
- ・町又は公園管理者が臨時的に実施する広報活動や事業（公園利用者へのアンケート配布回収や出店者へのアンケート提出等）があった際は、協力すること。

#### **(7) 荒天等の対応**

- ・強風や積雪時等の荒天が予想される場合や、自然災害（地震等）、その他不可抗力の要因により、公園管理者の判断で事前に出店中止を指示する場合がある。
- ・出店中に前述の荒天や自然災害が発生した場合について、公園管理者の判断で出店中止を指示する場合がある。
- ・天候や自然災害、その他不可抗力の要因により、出店者の物品等が汚損・破損した場合において、公園管理者及び公園管理事務所では一切その責任を負わない。

#### **(8) その他の遵守事項**

- ・園内は禁煙であり、出店者についても禁煙を遵守すること。
- ・騒音や振動、臭気の発生する行為は禁止とする。
- ・出店の許可内容とは関係のない広告等を行なわないこと。
- ・第三者への賃貸（サブリース）等は禁止とする。
- ・出店者及び出店関係者の車両を、公園駐車場又はココティすぎと駐車場へ駐車することは禁止とする。
- ・園内の施設や設備を汚損・破損した場合は、公園管理者と協議した上で必ず原状回復を行うこと。
- ・出店者は、賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこと。
- ・出店による事故や苦情等のトラブルは出店者の責任において、誠意をもって迅速に対応し、その内容を公園管理者に報告すること。
- ・出店による事故や苦情等のトラブルについて、公園管理者及び公園管理事務所は一切その責務を負わない。
- ・本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- ・その他不明な点については、公園管理者と協議すること。
- ・本募集要項は、随時更新等を行うため、申請等に当たっては最新の募集要項を確認すること。

この要項は、令和6年4月1日から運用とする。

公園管理者

公益社団法人 杉戸町シルバー人材センター

住所 杉戸町大字堤根 3831-1

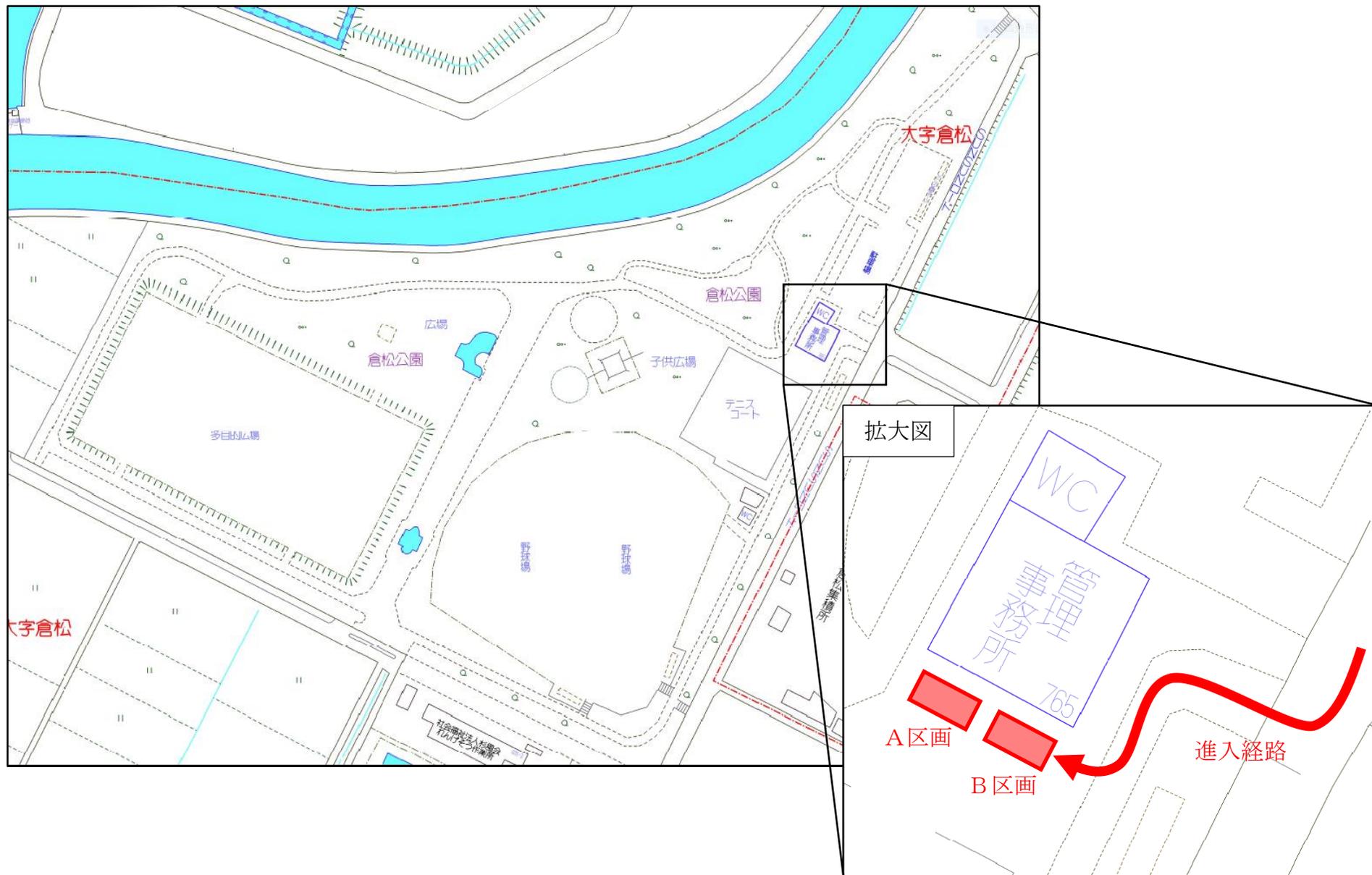
電話 0480-31-1855

受付時間 午前9時から午後5時まで

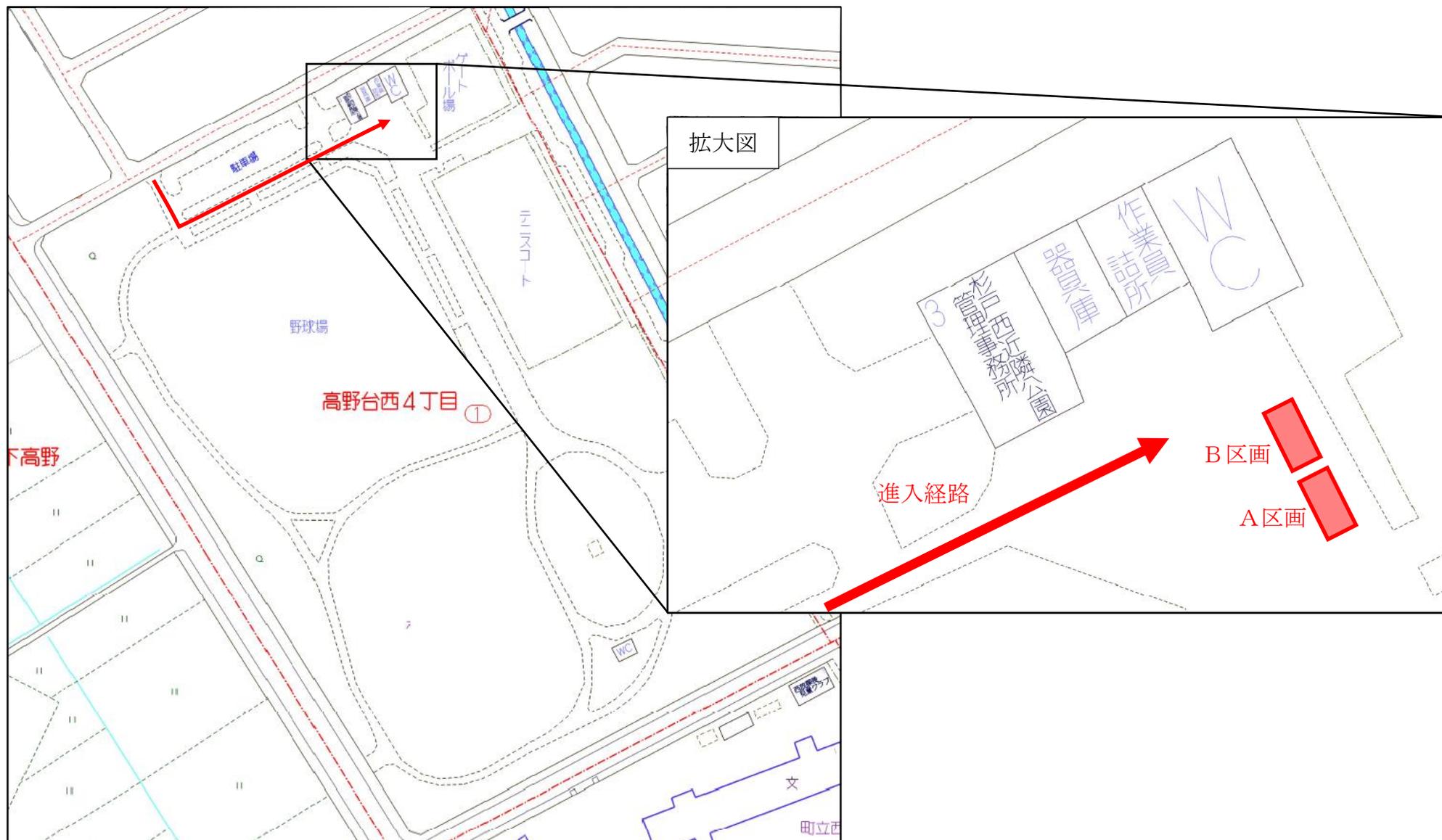
(年末年始、休祝日を除く)

# 杉戸町都市公園キッチンカー出店場所 案内図

倉松公園 (杉戸町大字倉松 7 6 5)



杉戸西近隣公園（杉戸町高野台西4-1-3）



中央児童公園（杉戸町杉戸3-157-1）

